

別表第2

審査基準表

禁止場所の区分		
文化財等の建造物		
指定場所	禁止行為の種類	解除の基準
建造物の内部又は周囲	喫煙	<p>1 関係者等による監視体制が講じられていること。</p> <p>2 危険物品その他の易燃性の可燃物を取り扱う場所の付近ではないこと。</p> <p>3 喫煙設備を設けること。</p> <p>4 消火器具を設けること。</p> <p>5 整理、清掃等の措置が講じられていること。</p>
	裸火使用	<p>1 条例第3章において、火災予防上安全な距離が定められている場合は、可燃物から当該距離以上の距離を確保していること。</p> <p>2 可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。</p> <p>3 関係者等による監視、消火等の体制が講じられていること。</p> <p>4 消火器具を設けること。</p> <p>5 解除される機器及び範囲は、次に掲げるものであること。</p> <p>(1) 電気を熱源とする火気使用設備器具</p> <p>(2) 気体燃料を熱源とする火気使用設備器具</p> <p>(3) 固体燃料を熱源とする火気使用設備器具を使用する場合の使用量は、1日につき木炭 15 kg、練炭 10 kg、豆炭 5 kg、その他の固体の燃料 5 kg以下であること。</p>
	危険物品持込み	<p>1 関係者等による監視体制が講じられていること。</p> <p>2 消火器具を設けること。</p> <p>3 保管する場合は密栓することとし、他の物品と隔離すること。</p> <p>4 解除される範囲は、次に掲げるものであること。</p> <p>(1) 危険物 指定数量の 50 分の 1 未満であること。</p> <p>(2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第8に定める数量の 50 分の 1 未満であること。</p> <p>(3) 可燃性ガス容器（高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。） ガス総質量が 10 kg以下であり、かつ、容器の総容量がガス質量 10 kg以下であること（容器の個数は問わないものとする。）。</p>

※ 裸火にあっては、日常用いられる火を使用する設備及び器具並びに宗教的行事等で用いられるものを除く